

健康福祉部 健康福祉課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 健康福祉部 健康福祉課
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年11月26日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部健康福祉課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【健康福祉課】

健康福祉部 職員3人	(1) 保健福祉総合システムの管理及び運営に関すること。
	(2) 地域福祉施策の企画及び調整に関すること。
健康福祉課 職員2人	(3) 四日市市社会福祉協議会との連絡及び調整に関すること。
	(4) 民生委員及び児童委員に関すること。
管理係 職員3人 会計年度任用3人	(5) 社会福祉事業振興基金に関すること。
	(6) 災害救助物資及び援護物資に関すること。
	(7) 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け及び災害見舞金の支給に関すること。
	(8) 災害救助基金に関すること。
	(9) 福祉資金に関すること。
	(10) その他社会福祉に関すること。
	(11) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に関すること。
	(12) 旧軍人恩給に関すること。
	(13) 日本赤十字社に関すること。

	(14) 部内の事務事業及び予算の調整に関すること。
	(15) 福祉監査室に関すること。
	(16) 部及び課の庶務に関すること。
企画係 職員 3 人 会計年度任用 1 人	(1) 地域保健施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 在宅医療・介護連携に関すること。
	(3) 健康危機管理に関すること。
	(4) 応急診療所に関すること。
	(5) 歯科医療センターに関すること。
	(6) 看護医療大学に関すること。
福祉監査室 職員 2 人 再任用 1 人	(1) 社会福祉法人の設立認可、指導監査等に関すること。
	(2) 介護保険施設等の指導監督に関すること。

(職員 13 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 4 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 適正な債権回収の実施におけるリスク

2 3E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、契約事務、公印管理等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	

組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○
-------	-----------------	--------------------------------------------------------------------------	-------	---

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

- ◆業務分担は適切に行われているか。一部の職員に業務が集中することにより、業務継続への支障はないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 令和2年度の健康福祉課の業務は、一部の職員の業務量が多くなっている。これは、人事異動による年度当初の業務の集中、新型コロナウイルス感染症の拡大による応急診療所業務の増大や保健所業務のフォローが要因である。適宜、業務分担を見直すことや必要な人員は人事当局へ要望しており、継続して取り組むことで知識やノウハウを継承できる体制づくりが必要である。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員9人に対して、4人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

(4) 適正な債権回収の実施におけるリスク

◆福祉資金貸付金等の債権回収は適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 福祉資金貸付金等の債権回収については、専任職員を配置して訪宅による定期的な納付催告や納付書の送付を行うことで計画的な納付を促すとともに、市営住宅課の債務者と重複するケースは連携して訪問することで徴収に努めている。債務者及び連帯保証人の高齢化、債務者の死亡による相続関係者の特定など、債権回収を進めるにあたり支障となる事案については、債権管理推進本部とも連携調整しながら徴収を進めていく必要がある。

意見

福祉資金貸付金や災害援護資金貸付金の債権徴収事務について、納付に向けた交渉記録や調査経過の資料を整えて適正な債権管理を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 民生委員・児童委員の担い手について【住民福祉の向上の視点】

民生委員・児童委員について、何年も前から担い手が不足しており、定数に満たない地区もある。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う対応で研修等も中止しており、新しく民生委員・児童委員についた人は経験を積む機会を得ることができない状況となっている。コロナ禍において民生委員・児童委員の重要性を再認識して、民生委員・児童委員の定数に満たない地区を補えるよう取り組むとともに、研修等を充実させることや、民生委員・児童委員の定数や区割り等の見直しを模索することで、地域力を高める取り組みを行うこと。

③ 日本赤十字社に関する事務について【合規性の視点】

健康福祉課は日本赤十字社に関する事務を分掌している。日本赤十字社から市長が市の区域に設置する地区の地区長として委嘱を受けて就いていることから、日本赤十字社に関する業務に従事する職員を雇用しているが、職員の身分について整理すること。

④ 日本赤十字社等の預金管理について【合規性の視点】

健康福祉課において、日本赤十字社や委員会の事務局として多くの預金を管理しているため、事故が起きないように適切に管理すること。

⑤ 社会福祉事業振興基金の活用について【有効性の視点】

社会福祉事業振興基金は、民間の社会福祉事業及び障害児福祉事業の振興を図ることを目的とした基金である。基金の活用については様々な検討をしているが、災害時に福祉避難所となる施設の整備に活用するのであれば、災害時だけでなく日常的にも有効活用できる視点を持って検討を進めること。

⑥ 在宅医療の推進について【有効性の視点】

10年前と比べると様々な機会で在宅医療という言葉聞くケースが増えており、関係機関や四日市市の取り組みの成果であると認識している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴う影響で研修等の実施が難しい状況であったことは推察できるが、引き続き在宅医療を支える体制の整備や環境づくりを行うことで在宅医療の推進を図ること。

⑦ 訪問看護ステーションへの継続したサポート体制について【有効性の視点】

市内には訪問看護ステーションが多数あり、健康福祉課において看護師等に対する研修等や相談業務を実施することで、経営の安定化につながる取り組みを行っている。訪問看護ステーションは、子育て世代の看護師にとって働きやすい環境であるため、潜在看護師の活躍が期待できるとともに、コロナ禍における看護師不足に寄与することで地域医療の充実も期待できる。訪問看護師の充足につながるよう、きめ細やかにフォローアップすること。

⑧ 四日市市社会福祉協議会との連携について【有効性の視点】

健康福祉課を含め健康福祉部では、四日市市社会福祉協議会への補助金の支出や業務を委託し、地域福祉の向上を図っている。市から四日市市社会福祉協議会への委託業務や四日市市社会福祉協議会が行う事業も増加傾向にあり、業務内容に見合った体制の整備が望まれる。市は四日市市社会福祉協議会と十分に連携・協力して、市民への福祉サービスの充実に努めること。

⑨ シルバー人材センターへの補助事業について【有効性の視点】

シルバー人材センターの運営及び事業に対して補助金を支出し、支援を行っている。少子高齢化が進む中、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るために、事業成果の検証も進めながら活力ある地域社会づくりに努めること。

健康福祉部 保護課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 健康福祉部保護課
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年11月11日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部保護課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【保護課】

保護課 職員2人 管理係	(1) 法外扶助に関すること。
	(2) 課の庶務に関すること。
職員5人 会計年度任用5人	社会福祉事務所
	(1) 保護金品の支出に関すること。
保護第1係 職員7人 会計年度任用2人	(1) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
	(2) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者に対する援護に関すること。
保護第2係 職員8人	社会福祉事務所
保護第3係 職員8人 会計年度任用1人	(1) 生活保護法に基づく保護の調査、決定及び実施に関すること。
	(2) 査察指導に関すること。
保護第4係 職員11人 会計年度任用2人	(3) 医療事務に関すること。
	(4) 低所得者の生活相談及び指導に関すること。
※保護第1係～保護第4係の業務内容は共通	

（職員41人、会計年度任用職員10人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置におけるリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 個人情報の取り扱いにおけるリスク
- (5) 現金の管理におけるリスク
- (6) 適正な給付におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、現金管理や支出事務等において点数が高く、全体的にもリスクが高い評価となった。事前調査の結果、文書管理事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行なわれず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取り扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理漏れ、着服等のリスク	4 / 4	

支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	
契約事務	プロポーザルによる契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

- ◆保護課においては勤続3年未満の職員が6割以上を占めているが、生活保護のケースワーカー等の業務を行うにあたり、技術や知識の継承などにおいて支障はないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- ケースワーカーとしては、皆が同じ業務を行っており、周囲に相談しやすい環境であるとともに、係長や先輩職員による指導、助言が適宜行われている。また、定期的に職場全体での会議を開催するなど情報共有を図っているほか、各種研修への参加も積極的に行っている。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員39人に対して、9人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。

職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、健康に働くことができる環境をつくるためにも、職員間で担当業務量に大きな差が生じることのないよう業務分担に留意しつつ、時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

(4) 個人情報の取扱いにおけるリスク

- ◆生活保護の受給者であることは、十分な配慮を必要とする個人情報であることに加え、保護課は保護受給者の生活状況や親族関係から病歴に至るまで非常に多くの個人情報を取り扱っている。こうした個人情報の漏洩などが生じることはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 個人情報が記載された個別ファイルは原則として所属外に持ち出さないこととしている。郵送物については、送付先の確認を複数の職員で行うようにしている。また、個人情報の管理について、定期的を開催する会議の場で周知を図っている。

(5) 現金の管理におけるリスク

- ◆保護課では、生活保護費を現金で支給する場合など、多くの現金を扱うことがある。こうした現金の取扱いについては、紛失等の事例が生じることがないように、適切に管理されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 現金は、勤務時間中は課長席の隣にある備え付け金庫において、係ごとに係長が中心となって保管、管理をし、内規に基づいて取り扱っている。生活保護費は原則として口座払いとしており、現金での支給をする場合は担当を含めた複数職員で実施するなど、現金の取扱いに留意している。

意見

保護課では、扱う現金の金額が非常に大きい。常に慎重に取り扱っているとは思いますが、現金の管理方法等についても絶えず見直しを行い、現金の管理で事故が生じることのないよう、十分な注意を払って業務にあたること。

(6) 適正な給付におけるリスク

- ◆保護課では、住居確保給付金の支給事務について、誤った解釈に基づいて支給していた事実が発覚している。今後誤った支給が行われないよう、適切な取り組みが行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 住居確保給付金の支給については、三重県から導入した「支給算定ツール」を用いて正確な支給額が算定されるよう改善している。また、定期的開催する会議においても改めて制度について周知を行うほか、支給に際しては複数職員でのチェックも行い、適切な支給ができるよう努めている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 生活保護の実施体制の整備について【効率性・有効性の視点】

ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が、社会福祉法にもとづく標準数を上回っており、職員が不足している状況にあるため、職員の適正配置が実現するよう努めること。また職員数が少ない現状においても、生活保護業務の適正執行に支障が生じることのないよう取り組むこと。

③ 生活保護費の返還における適正な事務執行について【効率性・有効性の視点】

生活保護費の返還について、公平性の観点から適正に実施するという前提の上で、保護受給者や生活保護から自立した人は概ね経済的に厳しい状況にあることが予測される。実態を把握せずに返還を求めることは生活の圧迫につながる恐れがあるので、状況に応じて慎重に行う必要がある。適正な生活保護の執行のためにも、生活保護費の返還について適切に対応すること。

④ 適切な面接相談の実施について【効率性・有効性の視点】

ア 保護課における面接相談事務は、基本的には会計年度任用職員2人が担っている。困難案件については査察指導員等に相談を行う体制になっているが、保護課における相談業務は様々な知識が必要とされる業務であり、経験年数の短い職員もいることから、課として相談員へのフォローをしっかりと行い、適切な相談対応ができるように努めること。

イ 保護課に相談に来る市民のなかには不正受給が疑われる人もいるとは思いますが、多くの人は様々な事情を抱え必要に迫られて相談に来る。本人以外からの相談への対応を含め、まずは相手の状況をしっかりと聞き取り、適切な対応を行うよう努めること。

⑤ 子ども学習支援事業について【効率性・有効性の視点】

子ども学習支援事業については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用実績も少なく、また欠席が続く利用者がみられるなど課題もあるが、非常に重要な事業である。教育委員会等とも連携を取りながら、よい成果が挙げられるよう取り組むこと。

⑥ 就労支援事業について【効率性・有効性の視点】

保護課に隣接するハローワークの就職相談コーナーについては、就職に至った利用者も多く、かなり成果を上げている。生活保護受給者に対しても、このハローワーク事業としっかりと連携をとり、就労に繋げることができるよう取り組むこと。

⑦ 医療扶助の適正実施について【効率性・有効性の視点】

生活保護において医療扶助の占める割合は非常に大きい。被保護者健康管理支援事業において配布している健康づくりに関するお知らせを活用して保護受給者に適切な受診を促すなどし、医療扶助の増加防止に繋がるよう取り組むこと。

⑧ 職員の安全・健康の確保について【有効性の視点】

保護課の業務においては対応が困難な案件も多く、職員が危険な状況にあう可能性も考えられる。課内でしっかりと情報共有を行い、職員の安全や心の健康の確保に努めること。

健康福祉部 高齢福祉課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 高齢福祉課

対象年度 令和2年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部高齢福祉課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【高齢福祉課】

高齢福祉課 職員1人 企画係 職員3人 会計年度任用6人	(1) 地域包括ケアシステムの企画及び調整に関すること。
	(2) 高齢者福祉施策の企画及び調整に関すること。
	(3) 敬老事業に関すること。
	(4) 老人クラブの支援に関すること。
	(5) その他高齢者福祉施策に関すること。
	(6) 課の庶務に関すること。
地域支援係 職員9人 再任用職員1人 会計年度任用3人	(1) 高齢者福祉施策に関する指導及び相談に関すること。
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
	(3) 包括的支援事業及び任意事業に関すること。
	(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく費用の支弁及び徴収並びに審判の請求に関すること。
	(5) 高齢者虐待の防止に関すること。
社会福祉事務所 高齢福祉課 地域支援係	(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく指導、相談及び措置に関すること。
	(2) 日常生活用具の給付に関すること。

（職員13人、再任用職員1人、会計年度任用職員9人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 老人福祉センターの統合、リニューアルにおけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては全体的にリスクは高く、財務会計事務、文書事務などについて、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4/4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	

支出事務	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員10人に対して、6人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

意見

時間外勤務時間数が多いが、多岐にわたる大量の業務に対応するのに十分な職員数ではないのではないか。人事課に対し、人員配置の要求を強く行うこと。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆当所属の勤続年数について、3年未満の職員が約7割を占めており、勤続年数の短い職員の割合が大きくなっている。新規採用職員が配属されることが多いので、入庁からの年次も浅い職員が多い。人事異動等に際して引継ぎ等が適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 従来から専門性の高い業務であるが、高齢化の進行に伴う家族形態や地域社会の変化により複雑化・多様化するケースに対応するため、より高度な知識が求められる。業務中での個別の指導に加え、課内研修、文書等での周知を行っている。

しかし、事務処理については、一部に誤りがあり、チェック機能の見直しが必要である。

(4) 老人福祉センターの統合、リニューアルにおけるリスク

- ◆現在二か所ある老人福祉センターについて、今後、中央老人福祉センターの一か所に統合されることで、利便性が下がり、事業の効果が薄れることにはならないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供する施設として役割を果たしてきたが、高齢化の進展、民間サービスの充実など高齢者を取り巻く環境が変化してきた中で、その役割を見直し、介護予防及び認知症支援の拠点施設としてリニューアルすることとした。今後、新たな機能を担うとともに、市内全域を対象とする拠点施設として事業を効果的に実施できるよう取り組んでいく必要がある。

意見

老人福祉センターの統合について、まだ不安を持つ利用者、地域住民もいると思われるので、今後もより一層丁寧な説明を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指摘

内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

意見

① 有資格者の活動について【有効性の視点】

理学療法士も数人配属されており、介護予防の普及啓発促進や出前講座などさまざまな取り組みを行っている。資格を所有する職員が直接業務に携わることは、そうでない場合に比較して、相手方や地域住民の満足感を一層高めることができる。引き続き有効な活動ができるよう、サポートしていくこと。

② 在宅介護支援センターの活動状況について【有効性の視点・公平性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 在宅介護支援センターの活動状況に差があるように感じられる。取り組みの弱い部分等を把握して目配りを利かせるとともに、地域ブロック間の意見交換の場などを有効に活用し、全体的なボトムアップを図ること。

イ 適切な機関につなぐために何度も足を運ぶなど、きめ細やかな取り組みを行っている在宅介護支援センターもある。このような表面に出ない活動も評価できるような仕組みを検討すること。

③ 認知症に関する支援事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 認知症高齢者の支援事業としてさまざまな取り組みを行っているものの、GPSの貸与やあんしん保険事業、認知症初期集中支援チーム事業等、利用者が多いとはいえないものがみられる。認知症高齢者やその家族が安心して生活できるよう、さらに啓発に力を入れること。

イ 高齢化社会が今後もさらに進むと思われる中で、認知症の人の数も増加していくことが予想される。現在も、認知症サポーターや認知症フレンズの養成、認知症カフェの開催等、認知症の人やその家族を支援する様々な事業が実施されているが、認知症の人の増加に十分対応できるような体制の整備を進めること。

ウ 認知症サポーターや認知症フレンズの人数を増やすことは大切であるが、より効

果をあげるために、その活躍の場を充実させること。

④ 訪問型、通所型の住民主体サービスについて【住民福祉の向上の視点】

ア 2025年までに、全地区に設置することを目標としているが、現段階ではまだその半分ほどしか整備されていない。サービスを充実させるよう、力を入れて取り組むこと。

イ 地域の各種団体が実施主体となっているが、チェックの目が行き届きにくいと考えられる。今後も事業を進めていく上で、サービスの品質担保のため、チェックする仕組みを検討すること。

⑤ 社会福祉協議会への業務委託について【住民福祉の向上の視点】

社会福祉協議会へ数多くの業務を委託しているが、実績の確認や現状把握を随時行い、常に目を配ること。

⑥ 補助金の対象経費について【合規性の視点】

事業に対する補助金については、市民の理解を得られるよう、対象とする要件や経費を要綱等で明瞭なものにし、その規程に基づいて適切に支出することを強く念頭において手続きを行うこと。

健康福祉部 介護保険課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部介護保険課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部介護保険課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【介護保険課】

介護保険課 職員1人 管理・保険料係 職員11人 会計年度任用4人	(1) 介護保険事業の企画及び調整に関すること。
	(2) 四日市市介護保険給付費支払準備基金に関すること。
	(3) 介護サービス事業者等に関すること。
	(4) 老人福祉施設等の整備に関すること。
	(5) 介護保険料の賦課、調定及び減免に関すること。
	(6) 介護保険料の収納及び督促に関すること。
	(7) 介護保険料の滞納処分及び欠損処分に関すること。
	(8) 介護保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
	(9) 介護保険の給付に関すること。
	(10) その他介護保険事業に関すること。
	(11) 課の庶務に関すること。
認定審査係 職員11人 再任用1人 会計年度任用20人	(1) 要介護認定申請に関すること。
	(2) 要介護認定調査に関すること。
	(3) 要介護認定に関すること。

	(4) 三泗介護認定審査会の運営に関すること。
	(5) 介護保険被保険者の資格に関すること。

(職員 23 名、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 24 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置におけるリスク

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、財産管理を除く全ての項目で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査で確認した限りにおいては、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	

	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

- ◆介護保険課においては勤続3年未満の職員が約6割を占めており、その中には採用から間もない職員も多く、業務上の知識やノウハウの継承などにおいて支障はないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 現在、保険料の滞納整理業務については、管理・保険料係の特定職員の経験・知識による滞納処分・法的措置の実施や、収納推進課と協議しながら進めている部分が少なくない。業務に関するマニュアルの作成や、複数の職員による担当制を取ることにより、業務上の知識やノウハウの継承に努めている。

意見

滞納保険料の徴収対策について

介護保険料第1号被保険者分にかかる現年度分の滞納繰越額は減少しているものの、令和2年度における現年度分の収納未済額（令和3年度への滞納繰越）は3,800万円あり、引き続き、徴収対策には力を入れていくこと。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員21人に対して、14人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 介護ニーズの把握について【有効性の視点】

現在、多様な高齢者向け施設が整備され、空きがある特別養護老人ホームが存在するような状況がある。特別養護老人ホームの待機者状況や有料老人ホーム等の実態調査をしっかりと行うことにより、現在のニーズを的確に把握し、今後の介護保険事業計画・高齢者福祉計画に反映していくこと。

② デイサービス施設の運営について【有効性の視点】

最近のコロナ禍で、デイサービスの利用が減少しており、特にデイサービスのみを運営している法人において、経営が厳しくなっていることが推定される。今後も、需要と供給のバランスに留意しながら、必要なサービス量を介護保険事業計画に反映していくこと。

③ 認知症の対策について【有効性の視点】

認知症に該当する人が増加しているなか、グループホームの数にも限りがあるため、グループホームに入居できなくてデイサービスを利用している認知症の人もある。認知症になると、夜の徘徊など家庭での介護が大変になることが多いので、デイサービスからショートステイへの利用転換の促進や、24時間体制の多機能な介護施設の整備など、本市の状況にあった認知症対策を検討すること。

④ 要介護認定調査業務委託にかかる業者への指導について【合規性の視点】

介護認定の認定更新に当たり、委託先の調査員が見込みの認定判断を安易に伝えることがないように、委託先への指導を徹底すること。

⑤ 四日市市社会福祉協議会への業務委託について【合規性の視点】

健康福祉部の業務の中で四日市市社会福祉協議会に委託している範囲は大きく、介護保険課においては、要介護認定調査にかかる業務を委託している。同団体は、福祉サービス提供事業者でもあるので、委託業務の実施にあたっては、公平性が保たれるよう注意すること。

健康福祉部 障害福祉課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 健康福祉部障害福祉課
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年11月15日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部障害福祉課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【障害福祉課】

障害福祉課 職員1人 管理係	(1) 障害福祉施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 障害福祉施設及び福祉環境の整備に関すること。
	(3) たんぽぽ、共栄作業所、あさけワークス、障害者体育センター及び障害者福祉センターの管理運営に関すること。
	(4) 自立支援給付のうち、自立支援医療費（更生医療）、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
	(5) 指定特定相談支援事業者の指定に関すること。
	(6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく措置に要する費用の徴収に関すること。
	(7) 障害者相談員の設置に関すること。
	(8) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
	(9) その他障害福祉事業に関すること。
	(10) 課の庶務に関すること。

職員 9 人 会計年度任用 5 人	
	社会福祉事務所
	(1) 身体障害者手帳及び療育手等の交付に関すること。
	(2) 身体障害者更生相談所等への判定及び意見の請求に関すること。
障害福祉係	(3) 戦傷業者の補装具の交付等に関すること。
	(1) 自立支援給付のうち、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関すること。
	(2) 障害支援区分の認定に関すること。
	(3) 地域生活支援事業に関すること。
	(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく市長保護に関すること。
	(5) その他障害福祉相談に関すること。
	社会福祉事務所
	(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
	(2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
(3) 知的障害者更生相談所への判定の請求に関すること。	
手当・医療費係	(1) 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当（経過措置）に関すること。
	(2) 外国人福祉給付金及び重度障害手当に関すること。
	(3) 福祉医療費（ただし、子ども医療費及び一人親家庭医療等医療費を除く。）の助成に関すること。
職員 6 人 会計年度任用 4 人	

(職員 25 人、会計年度任用職員 18 人)

第 3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 給付費、助成費の支給先に誤りがあるリスク

(5) 業務委託について、事業の進捗管理の把握がなされないリスク

2. 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されているリスク	6/6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	

	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆保健所兼務、育児休業取得者等が複数名在籍しているが、効率的な業務のための職場での工夫はなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 業務の効率化を図るため、RPAの導入に向け、取り組みを進めている。また、会計年度任用職員の活用を含め、係間の応援体制や事務分担の見直しを図るなどの工夫を行っている。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員19人に対して、13人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環

境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 給付費、助成費の支給先に誤りがあるリスク

◆給付について、支給相手先への支払い誤りや認定誤りによる支給対象外者への支払いが生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 支給相手先の振込先入力後は、入力誤りがないよう複数人で確認をしていることから別人への振込みは生じていない。

窓口対応の際などに制度の見落としがないよう、会計年度任用職員も含め、全職員に確認の重要性について改めて周知している。

(5) 業務委託について、事業の進捗管理の把握がなされないリスク

◆多数の業務委託を行っているが、事業の進捗管理を把握しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 一例として地域生活支援事業相談支援事業については、年度毎に委託先5事業所の内、2か所の現場に行き相談記録や毎日の報告の確認をし、定期的に職員やコーディネーターとの意見交換を行っている。仕様書に基づき委託業務が行われているかを確認し、業務完了後には、完了報告書、実績報告書、成果品等の提出により、履行確認を行っている。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 障害者医療費の身体障害者4級への助成について【有効性の視点】

平成27年2月定例会議会において、障害者医療費助成の身体障害者4級への拡大を求める請願が出され、採択された。令和2年9月診療分より、通院分の医療費助成を開始し拡大を図っているが、障害のある人が必要な医療を受けられる機会の保障と重症化の防止に向けて、現在の状況をしっかりと把握すること。

② 障害者グループホームの整備について【住民福祉の向上の視点】

介護者は障害者の将来を心配し、障害者グループホームの整備を望む声が高い状況である。比較的軽度の障害者の部屋の数は充足しているものの、重度の障害者、高度障害、医療的なケアが必要な人を受け入れる施設は非常に不足している。重度の障害者や医療的ケア等ができるような施設の整備を進めていくこと。

③ 日常生活用具給付事業について【住民福祉の向上の視点】

主に紙おむつやストーマを対象とした日常生活用具給付事業について、障害者総合支援法の基準に合わせ、支給条件の見直しを検討している。利用者にとって分かりやすい制度となり、また業務の効率化につながることであり、しっかりと見直しを進めること。

④ 情報、知識の共有化について【住民福祉の向上の視点】

当課の業務は複雑な制度のもとに行っているため煩雑であるが、制度利用者や給付内容に不公平が生じないように知識の平準化が望まれる。様々な機会を通して情報、知識の共有化を行い、職員のレベルの向上により、市民の利便性を保つような業務の改善を行うこと。

⑤ 地域生活支援事業相談支援事業運営委託について【住民福祉の向上の視点】

地域生活支援事業相談支援事業運営委託は、単独随意契約であることから競争性がないため、事業者の業務が適切に行われるようにチェックし、利用者にとって利用しやすいというところに視点をおくような事業とすること。

⑥ 重度障害者タクシー料金助成について【住民福祉の向上の視点】

重度障害者タクシー料金助成の見直しを図り、利用券を一度に使用できる枚数が増えた人もいるが、一方見直しにより助成の対象でなくなった人もいる。今後、対象外になった人などからの声を聴くなど、今回の見直しについてしっかりと評価すること。

⑦ たんぼぼSOG取替工事について【有効性の視点】

SOG（架空線用高圧気中開閉器）取替工事を行っているが、施設の電気保安業務の点検結果等を指定管理者と情報共有しながら施設運営に支障が生じないようにすること。

*SOGとは高圧受電設備の責任分界点に設置されるPAS（気中負荷開閉器）やUGS（地中線用負荷開閉器）に付属する保護継電気装置のことであり、需要家側の設備における電気事故が発生した場合に、近隣への波及事故を防ぐ役割をもっている。

⑧ 事務処理について【法規性の視点】

管理者はチェック機能を働かせて、書類の不備がないようにマネジメントを行うこと。

健康福祉部 健康づくり課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部健康づくり課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部健康づくり課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【健康づくり課】

健康づくり課 職員2人 成人健診係 職員5人 会計年度任用7人	(1) 健診及び相談に関する事。
	(2) 予防接種に関する事。
	(3) 課の庶務に関する事。
健康づくり係 職員7人 会計年度任用6人	(1) 健康づくりの推進に関する事。
	(2) 食育の推進に関する事。
	(3) 三重北勢健康増進センターに関する事。
	【保健所】
	(1) 健康の保持及び増進に関する事。
	(2) 栄養指導に関する事。
	(3) 国民健康・栄養調査に関する事。
三重北勢健康増進センター 再任用4人	(1) 運動施設等及び会議施設の使用許可に関する事。
	(2) 前号に掲げるもののほか、健康増進センターの事業及び管理運営に関する事。

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置におけるリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 健康増進のための事業の効果にかかるリスク
- (5) 健康ボランティアの高齢化によるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、現金管理、基金を除く全ての項目で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、公印管理、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリス	6 / 6	○

		ク		
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

- ◆健康づくり課においては勤続3年未満の職員が半数を占めており、その中には採用から間もない職員も多い。一方、成人健診係では、保健師の係長は19年の長期在籍であり、業務上の知識やノウハウの継承などにおいて支障はないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 各係の繁忙期に、職員を別の係の業務に応援の形で従事させることにより、課全体としてできる限り多くの業務を経験させるように努めており、課内では、時間内で研修を行い、全ての職員が課の業務を把握するように努めている (令和2年度は

業務多忙で、あまりできていない)。また、マニュアルは作成されているが、制度がよく変わり、マニュアルには記載できない詳細な業務内容は、保健師の業務経験によるところが大きい。そのため、人事課とは、保健師の配置について十分考慮されるよう話し合いを行っている。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員13人に対して2人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

(4) 健康増進のための事業の効果にかかるリスク

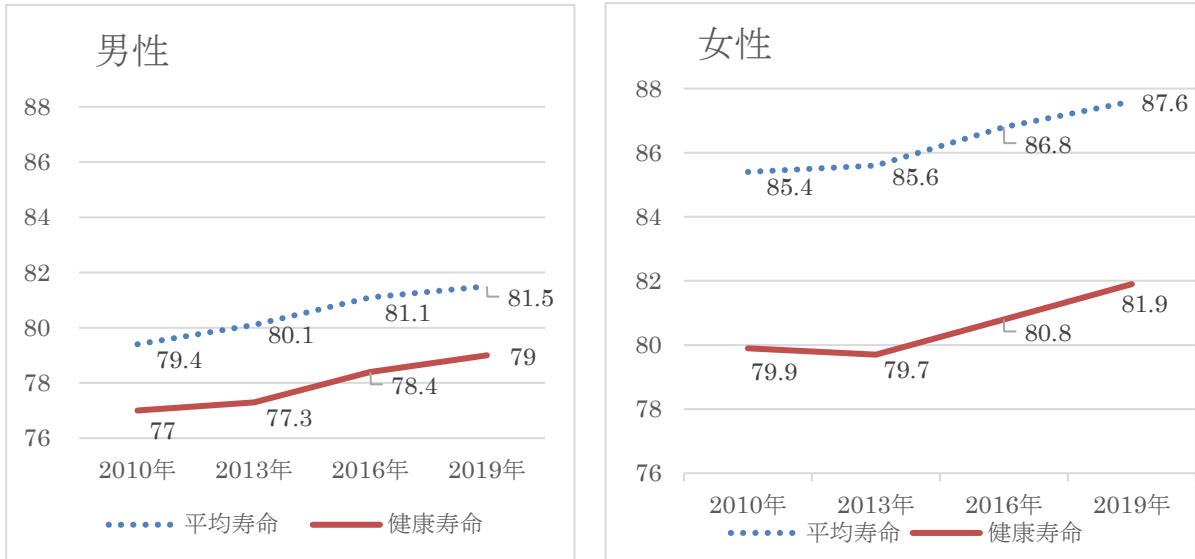
- ◆健康ボランティア活動を推進し、健康づくり教室の開催などを行い、また、三重北勢健康増進センターでは、市民に自主的に健康づくりに取り組める環境を提供しており、市民の健康増進を図っている。これらの事業が、効果として表れているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 効果はすぐに表れるものではないので、長期的にみていく必要がある。現状としては、健康寿命の延伸として表れている。教室参加やボランティア活動による効果は、アンケートなどにより把握し、好評価が得られている。ボランティア活動は、個々の

健康づくりの継続にもつながっている。

(参考) 四日市市の平均寿命と健康寿命の推移



※「健康寿命」：平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間（障害期間）を差し引いた期間

(5) 健康ボランティアの高齢化によるリスク

◆健康ボランティア（ステキ健康サポーター、食生活改善推進員）の高齢化により、健康づくり推進活動の担い手不足が生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 徐々に高齢化が進んでいるが、現在のところ、活動に支障は生じていない。対策として、新規会員が長く活動できるようスキルアップ研修などの実施や、様々な健康づくり教室や広報にて、新規会員募集を行っていく必要がある。

意見

ステキ健康サポーターは、身近な公園で運動教室を行うなど、重要な地域の健康づくり推進の役割を担っているが、認知度が低い。担い手不足が生じないように、周知に力を入れること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執

行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 各種検診の受診率向上について【住民福祉の向上・効率性の視点】

市の施策として特に受診率向上を目指している乳がん検診について、受診率が徐々に向上しているが、国の受診率目標値である50%には到達しておらず、今後も、対象者への啓発・周知方法の工夫や関係機関との連携などにより、受診率を向上させるような取り組みを進めること。

③ 公園の健康遊具等を活用した健康づくりについて【有効性の視点】

青空教室などにより身近な公園の遊具等を活用した健康づくりを推進しているが、今後より多くの市民の参加による事業の広がりとともに健康遊具の利用促進や整備効果を高めることにもつながるよう、関係部局と活用状況等に係る情報交換を行い、連携を密にして事業の推進に取り組むこと。

④ 食生活改善推進員の活動について【有効性の視点】

食生活改善推進員は、地区市民センターの調理室等で調理教室を開催したり、コロナ禍ではレシピの配付などにより、食生活の改善を通じて健康づくりにつながるよう活動しているが、その実態がわかりにくい。健康を意識した食生活は重要なことであるので、活動が見えるような工夫をして継続していくこと。

⑤ 企業に対する指導・啓発について【有効性の視点】

近年、企業において、職員の健康を守ることが企業にとっても重要であるという「健康経営」の志向が高まっている。そういった機運に乗じ、企業に対して出前講座のPRを行うなど、健康づくり課から指導・啓発に努めること。

⑥ 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について【有効性の視点】

子宮頸がんワクチンの定期接種は国の勧告により、積極的な勧奨を差し控えられてきていたが、現在、国がキャッチアップ接種の検討を行っている状況にある。本市においても、キャッチアップ接種の開始に備え、健康づくり課とこども未来部担当課との役割分担を決めておくこと。

健康福祉部 保険年金課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部保険年金課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部保険年金課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【保険年金課】

保険年金課 職員2人 管理係 職員4人 再任用職員1人 会計年度任用6人	(1) 国民健康保険事業の企画、調査統計及び啓発に関すること。
	(2) 国民年金の統計及び報告に関すること。
	(3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
	(4) 国民健康保険支払準備基金に関すること。
	(5) 保健事業に関すること。
	(6) 保険料収納室に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。
資格係 職員6人 会計年度任用5人	(1) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。
	(2) 後期高齢者医療保険被保険者の資格の受付に関すること。
給付係 職員5人 会計年度任用5人	(1) 国民健康保険の給付に関すること。
	(2) 後期高齢者医療保険の給付に関すること。
	(3) 診療報酬に関すること。
	(4) 国民健康保険の給付統計に関すること。
年金係	(1) 国民年金被保険者の資格に関すること。

職員 2 人 再任用 1 人 会計年度任用 2 人	(2) 国民年金保険料の免除に関する事。
	(3) 国民年金の裁定請求その他給付に関する事。
	(4) 国民年金制度の啓発に関する事。
	(5) その他国民年金に関する事。
保険料収納室 職員 10 人 会計年度任用 16 人	(1) 国民健康保険料の賦課、調定及び減免に関する事。
	(2) 後期高齢者医療保険料に係る申請書の受付、通知等に関する事。
	(3) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び督促に関する事。
	(4) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及び欠損処分に関する事。
	(5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。
	(6) 保険料納付指導員に関する事。
	(7) 室の庶務に関する事。

(職員 29 人、再任用職員 2 人、会計年度任用職員 34 人)

第 3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 保険料の現金取扱いのリスク
- (5) 保険料の滞納のリスク

2. 3E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事

務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	

	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆保健所等兼務、育児休業取得者が複数名在籍しているが、効率的な業務のための職場での工夫はなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 各係・室でそれぞれ事務分担を考え、偏りなく組織として業務に取り組めるよう工夫している。令和3年度においては育児休業者の代替の正職員が保険年金課、保険料収納室に1名ずつ配置された。管理係は保健師が配属されたものの主事が減員となったことから庶務担当者の業務量が増加した。年金係は正職員が2名のため、年休の取得に苦慮している。保険料収納室は保険料の賦課をし、収納も行っているため、職員数に対し業務量が多大である。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務対象職員26人に対して13人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準:発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

意見

① 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

② 時間外勤務が多い職員の対応のみで業務を済ませると職員にしわ寄せとなることから、必要があれば人員を要求するなど検討し、職員の健康を害することのないよう、時間外勤務の縮減に取り組むこと。

(4) 保険料の現金取扱いのリスク

- ◆保険料納付指導員は臨戸訪問をして保険料の徴収を行うことで現金を取り扱うため、適切な管理がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 保険料納付指導員は嘱託職員から会計年度任用職員に変更となった。これにより勤務形態が、本庁に出勤し、外勤して帰庁することとなったため、現金を徴収した場合には、当日中に上位職による現金と納付書のチェックを必ず行っている。

(5) 保険料の滞納のリスク

- ◆公平性の観点から、滞納とならないような対策及び滞納となった際の早急な対応がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 市役所・地区市民センターや金融機関、コンビニエンスストア等の窓口に出向くことなくスマートフォン・タブレット端末で納付書のバーコードを読み取り納付することができる環境も用意している。また未納を防ぐため、保険料納付指導員による口座振替の推奨を行っているが、今後も納付手段の多様化について検討していく必要がある。

納付忘れと思われる未納者に対しては、三重県国民健康保険団体連合会に委託して電話による自主納付の呼びかけを行い、早い段階から未納とならないようにしている。また、滞納繰越とならないよう、現年度分の徴収に力を注いでいる。

差押可能財産が判明した滞納者においては、滞納処分を行うとともに、徴収困難な事案については収納推進課に移管するなど、滞納金額の抑制に努めている。

意見

保険料の納付について、収納率向上を目的として現在多様な納付方法を行っているが、今後クレジット収納に向けて検討しているところである。検討にあたっては、その効果及びリスクを十分に精査すること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 国民健康保険の短期被保険者証の発行手続きについて【住民福祉の向上の視点】

国民健康保険の短期被保険者証の発行に関して相談に来た市民に対し、生活状況など詳細をしっかりと聞き取り、内容についての丁寧な説明対応をすること。

③ 糖尿病性腎症重症化予防について【有効性の視点】

生活習慣病を起因として発症した糖尿病の患者への保健指導や、未治療者等への医療機関での受診の勧奨を行っている。重症化を予防するためにも、他の自治体の事例等の情報を収集し、研究すること。

④ 重複・頻回受診者訪問指導について【有効性の視点】

重複・頻回受診者訪問指導を行っているが、引き続き対象者にきめ細やかに指導をすることによって適正な受診につなげるよう努めること。

⑤ 運営協議会費について【有効性の視点】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運営協議会は資料の送付により書面開催で行われたため、委員報酬は支払われていない。今後も様々な状況を想定し、オンライン等の開催などを検討すること。

評 価

後発医薬品利用差額通知書作成業務について

医療費の削減につながるよう後発医薬品利用差額通知書を作成し、被保険者に送付しているが、委託料に対し後発医薬品への切り替えの効果額が大きい。引き続き効果の検証をし、医療費の削減に努められたい。

健康福祉部 保健予防課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 健康福祉部 保健予防課
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和4年2月1日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部保健予防課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【保健予防課】

保健所 職員2人 保健予防課 職員2人 管理医療係 職員3人 会計年度任用2人	(1) 医療機関の開設許可、立入検査、指導等に関する事
	(2) 保健医療従事者の免許申請等に関する事
	(3) 救急医療に関する事
	(4) 人口動態統計その他地域保健に係る統計及び調査に関する事
	(5) 献血及び臓器移植に関する事
	(6) 所の事務事業の調整に関する事
	(7) 所及び課の庶務に関する事
保健予防係 職員18人 会計年度任用16人	(1) 感染症対策に関する事
	(2) 感染症の診査に関する協議会に関する事
	(3) 難病患者の支援に関する事
	(4) 指定難病に係る特定医療、特定疾患医療、肝炎治療及び肝がん・重度肝硬変治療に関する事
精神保健係 職員7人 会計年度任用4人	(1) 精神保健相談及び精神障害者保護に関する事
	(2) 精神保健福祉手帳の交付申請に関する事
	(3) 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付申請に関する事

(職員32人、会計年度任用職員22人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 現金の保管におけるリスク

(4) 適正な支出事務が行われないリスク

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により健康危機管理の拠点としての通常業務に支障をきたすリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては全体的にリスクは高く、財務会計事務、文書事務などについて、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4/4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	

支出事務	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員16人に対して、9人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。令和2年度のオーバーワークの原因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが大きいですが、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

意見

異常な時間外勤務状況が令和2年度から続いている。新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた応援体制による職員の負担軽減や、効率的な業務の進め方など、職員の健康を守る方法を探り、時間外縮減のための取り組みを進めること。また、公共交通機関が動いていない時間帯に帰宅せざるをえない状況が生じた場合の手当ての必要性も検討すること。

(3) 現金の保管におけるリスク

- ◆医療関係施設開設等手数料を窓口で現金にて収納する業務を行っており、月々の合計金額が大きいわけではないものの、一件につき一万円を超える金額を受け取ることがしばしばある。現金管理におけるリスクが懸念されるのではないかな。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 原則、即日に銀行へ振り込んでおり、夕方に受理した場合は金庫で保管して翌営業日に速やかに入金している。現金出納簿に都度記載し、所属長による確認も行っている。

(4) 適正な支出事務が行われないリスク

- ◆令和2年度については新型コロナウイルス感染症への対応も大きな要因だが、比較的金額の大きい支出も多く、支出総額も大きい。特にコロナ禍の多忙な環境の中で、支出事務に

において内部統制が働きにくくなっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 細かい書類の不備や、支出事務における誤りが散見された。しかし、事務処理後に気づいた誤りについての訂正処理は適切に行っている。また、適正な事務事業推進のためのチェック事項の一覧を作成し、それを用いて決裁をチェックするなど、誤りを防ぐ取り組みも行っている。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により健康危機管理の拠点としての通常業務に支障をきたすリスク

◆保健所は、地域住民の健康を支える広域的・専門的・技術的拠点と位置づけられる施設であり、人々の命を守る重要な役割を担っている。新型コロナウイルス感染症への対応のため、保健所の業務は膨大な量となり、全庁的に他所属からの応援体制がつけられたものの、職員の負担は相当なものである。そのなかで、新型コロナウイルス感染症関連以外の業務の執行に大きな影響を及ぼすことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 令和2年度は、例えば指定難病の更新申請について、一定の期間の分は一年間は申請しなくてもよいとする厚生労働省からの通知などにより、通常業務の軽減が図られていたことで乗り切ることができた。しかし、令和3年度はそういった業務の軽減措置がなく、申請時期などは相当ハードな状況であった。新型コロナウイルス感染症への対応業務については、他所属の職員に兼務命令が発出されるなど、応援の体制がつけられたが、通常業務については応援の職員はいないため、保健予防課職員の負担は非常に大きいものとなる。

**2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果
意見**

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 医療機関への立入検査について【住民福祉の向上の視点】

ア 医療機関への立入検査について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厚生労働省からの通知に基づき、令和2年度は中止とし、令和3年度は病院のみ書面で実施しているとのことである。このような状況にあっても、毎年度見直される検査項目など、住民の健康を守るための医療機関への情報共有を確実にを行い、引き続

き、適切な医療が提供されるよう尽力すること。

イ 今回、検査項目の改定に伴う管理知識を習得するためリモートでの研修が行われ、そこで得た情報は、係内の勉強会や資料の供覧によって職員間で共有しているとのことであるが、引き続き、情報共有には重きを置いて、職員の質の向上を図ること。

③ ところの相談業務について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ところの相談業務は、コロナ禍において、より一層大切な分野となっている。新型コロナウイルス感染症への対応で業務がひっ迫している状況ではあるが、電話がつながることで、一刻を争う精神状態にある人の命が救われることがあるので、相談を受ける体制の充実に努めること。

④ 県の緊急医療情報システムについて【有効性の視点】

各自治体が費用を負担しているが、よりよい活用がなされるよう、県に対して意見などを伝えていくこと。

⑤ 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信・情報収集について【住民福祉の向上の視点】

ア 感染症が疑われるような症状を呈した市民が、どのような場合にかかりつけ医を受診するとよいかなどがまだわかりにくいいため、引き続き、多くの市民の目に留まるような情報発信に努めること。

イ 今後も新型コロナウイルス感染症の影響は続くであろう中で、次々とウイルスに関する新しい情報が発信されると考えられる。さまざまな方向へアンテナを張り、すみやかな情報収集を行って市民の疑問に答えられるように努めること。

⑥ 感染症対応などに備える体制づくりについて【住民福祉の向上の視点】

新型コロナウイルス感染症への対応業務において他部署からの応援体制がつくられているが、今後も、こうした状況が発生した場合に、健康福祉関係などの業務経験がある職員を即座に組み込めるような体制を整備しておくことが重要である。また、新型コロナウイルス感染症が終息した際には、今回の体制について全庁的に検証すること。

⑦ 医療専門職の今後の有効活用について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

現在、新型コロナウイルス感染症への対応業務において看護師や保健師などの協力を得ている。今後、新型コロナウイルス感染症が終息した後に、こういった人材を有効に活用できるよう、医療専門職を必要とする部局と協議しておくこと。

⑧ 骨髄等提供支援について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

重要な制度であるにもかかわらず、情報が十分に行きわたっていない。今後も啓発に力を入れ、必要な人が必要な時に適切に活用できるよう体制を整えること。

⑨ 感染症診査協議会について【有効性の視点】

さまざまな感染症患者への入院勧告や就業制限の措置の妥当性を担保するための感染症診査協議会について、医療的観点からも人権的観点からもその判断を行う重要な役割を担っているので、引き続き十分に機能させること。

⑩ 重要物品の有効活用について【有効性の視点】

感染症患者搬送陰圧装置について、陰圧装置自体の使用が必要となる場合は、市内

においては発生していないものの、患者の希望によりストレッチャーとして使用することはある。引き続き、患者の負担軽減となる場合など臨機応変に活用すること。

健康福祉部 衛生指導課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 健康福祉部衛生指導課
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和4年1月31日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部衛生指導課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【衛生指導課】

衛生指導課 職員2人 生活衛生係 職員4人 会計年度任用5人	(1) 興行場、旅館、理容所、美容所等に関する事。
	(2) 墓地、火葬場等に関する事。
	(3) 狂犬病予防に関する事。
	(4) 動物の愛護及び管理に関する事。
	(5) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく事務に関する事。
	(6) 課の庶務に関する事
食品薬事係 職員8人	(1) 薬事に関する事。
	(2) 毒物及び劇物に関する事。
	(3) 麻薬及び向精神薬に関する事。
	(4) 食品衛生に関する事。

（職員14人、会計年度任用職員5人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 専門的業務に対する内部統制上のリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、現金管理や支出事務等点数が高いものがあるが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、支出事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取り扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理漏れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手先の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
------	-----------------------------------------	-------------------------	-------	--

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、保健予防課への応援を含めて令和2年度は業務が増加したが、休日出勤に対する振替休の取得を徹底するなどの対応がとられており、時間外勤務の増加を抑えることができた。

意見

病気休暇や育児休業中の職員へのフォローアップについては、職場全体でしっかりと行うように心がけ、スムーズに職場復帰ができるような環境づくりに努めること。

(3) 専門的業務に対する内部統制上のリスク

- ◆衛生指導課の業務は専門的なものが多く、業務の適正性の確保などの内部統制が確実に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 2人の係長が薬剤師と獣医師であり、副参事兼課長補佐は両系の係長も経験した薬剤師であることから、業務の適正性に対する専門的な観点からの内部統制は図ることができている。また、事務職である課長とも十分に情報共有を図り、財務事務をはじめとした一般的な行政事務の適正執行にも努めている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 専門職の人材確保と育成について【有効性の視点】

ア 衛生指導課の業務は、薬剤師や獣医師が担う専門的なものが多くを占めており、適正な業務執行のためには、こうした専門職の確保や人材育成が必要である。同じように専門職が配置されている食品衛生検査所ともしっかり連携を取りつつ、大学訪問などによる獣医師の確保に努めること。また、市立四日市病院や食品衛生検査所といった所属との人事異動や、三重県との人事交流を検討するなど、将来を見据えた継続的な人材育成に努めること。

イ 薬剤師や獣医師は市役所内での配属先が限られているなど、将来のキャリアアップが描きにくいという現状がある。転職などを理由とした職員の早期退職を防ぐためにも、食品衛生検査所等の専門職が配置されている職場との知識・情報の共有や研修などは重要であり、こうした取り組みなどを通じて専門職の職員が安心して勤務することができる職場環境づくりに努めること。

③ 動物愛護について【有効性の視点】

ア TNR活動（※）の実施にあたっては、実施する地域の理解が必要不可欠となっている。野良猫などの問題をかかえる地域は市内にも多く存在すると思われるので、TNR活動のような仕組みがあることを地域に理解してもらうため、広く啓発を行い、事業の展開を図ること。

※TNR活動：飼い主のいない猫（野良猫）を捕獲（T）、不妊手術（N）し、元の場所に戻す（R）活動

イ 飼い主のいない猫の避妊去勢手術に対する補助金額を令和2年度から従来の倍額に拡充したことで、実際の手術件数が増加するなどの結果が出ている。今後も、三重県や自治会、ボランティア団体等の関係機関との意見交換などを通じ、より効果的な取り組みを行うこと。

ウ 飼い主のいない猫の避妊去勢手術に対する補助金については、補助金の対象となるかどうかは申請者からの申請に基づくものであり、実際に手術が行われたかどうかの確認も行われていない。対象となる猫の特定など実際には困難な点があることは理解できるが、現在の実施方法における課題などを把握し、必要に応じて改善を行うなど、適正な補助金執行に努めること。

エ 多頭飼育に関する問題については、関係機関と連携して細やかに対応することで解決へとつなげることができているが、今後は地域の高齢化が進むなかで新たな課題が生じることも想定される。引き続き状況に応じた対応に努め、市民の安全安心を守ることができるよう取り組むこと。

オ 犬猫の販売時のマイクロチップ登録が令和4年6月以降に義務化されるが、畜犬登録業務とのワンストップ化など現状ではまだ課題がある部分も存在するとのことである。マイクロチップの導入により迷い犬や登録、予防注射の確認などをICTによって管理できるというものであり、市もしっかりと活用できるように取り組むこと。

④ 生活衛生について【有効性の視点】

理容所、美容所等の監視を毎年対象施設を抽出して実施しているが、引き続き関係組合と連携しつつ、もれなく確認できるように取り組むこと。

⑤ 公用車の事故について【有効性の視点】

公務中の運転については職員がリスクを認識するとともに、所属長は事故に関する注意喚起を行うなど、公用車の適正な運転に努め、事故の防止を図ること。

⑥ 充当財源について【有効性の視点】

衛生指導課の事業には、手数料収入などがその他特定財源として財源充当されている。対象となる事業の数が多いことから、どのようなルールに基づいて財源充当しているかを整理し、担当者の変更にも対応できるよう努めること。

健康福祉部 食品衛生検査所

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部食品衛生検査所

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月26日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部食品衛生検査所の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

【食品衛生検査所】

食品衛生検査所 職員2人 食肉検査グループ 職員13人 会計年度任用3人	(1) と畜検査に関すること。
	(2) 食鳥検査に関すること。
	(3) 所の庶務に関すること。
衛生検査グループ 職員4人 再任用1人	(1) 病理学検査に関すること。
	(2) 理化学検査に関すること。
	(3) 微生物検査に関すること。
	(4) 食品収去検査及び食中毒等検査に関すること。
	(5) 感染症検査、特定感染症検査及び肝炎検査に関すること。
	(6) その他保健衛生検査に関すること。

（職員19名、再任用職員1人、会計年度任用職員3人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置におけるリスク

(3) 検査の正確性にかかるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、主要な事務事業、財産管理の項目で点数が高いが、全体的にリスクは低い評価となった。事前調査で確認した限りにおいては、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク	4 / 4	

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

◆獣医師、臨床検査技師の確保や、業務上の知識・ノウハウの継承について支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 獣医師は、全国の獣医科大学の卒業生の獲得アプローチを積極的に行っているが、十分な職員の獲得ができていない。臨床検査技師は、検査技術の継承も含め、年齢

バランスのとれた職員の確保が必要であり、人材育成や人材確保のルートとしても市立四日市病院との人事交流が不可欠である。人事課に対して、人材確保の必要性を求めていく必要がある。

意見

① 獣医師の確保について

獣医科大学の卒業生からの人材確保が全国的な競争により困難な状況のなか、本市への就職を希望するようなインセンティブについても検討すること。

② 獣医師の人材育成について

本市における獣医師の人事配置については、食品衛生検査所と衛生指導課に限られているが、職員自身がキャリアデザインを描くことができるような人材育成に努めること。

(3) 検査の正確性にかかるリスク

- ◆と畜の検査、食品・食中毒・感染症の微生物検査等について、正確な検査が行える環境が確保できているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 測定結果が正しいものとなるよう管理するための精度管理（※）を行っている。内部精度管理・外部精度管理を定期的に計画どおり行っており、検査精度の向上に努めている。また、検査員の知識と技術の向上を目的とした所内研修に力を入れ、令和2年度は12回実施している。所外の研修を受講した職員が他の職員に内容を報告したり、リモートによる研修会を職員全員で受講したりして、情報共有を図っている。

※ 精度管理とは、検査成績の信頼性を維持・向上させるための手段で、検査の正確さや精密さを確認する。外部精度管理とは、第三者機関による既知の検体を測定し、目的とする結果の正誤について評価を受け、検査方法や検査結果に誤りがないか確認をする。内部精度管理は外部精度管理と同様のことを組織内で行う。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 薬品の管理について【合規性の視点】

検査の試薬として薬品を保有しており、その中には劇物も含まれている。事故の起こらないよう、引き続き、適正な管理を行うこと。

② 衛生検査部門の施設整備について【有効性の視点】

現在、衛生検査は、三重県四日市庁舎を借用して業務を行っており、市独自施設の整備を検討しているが、計画策定に当たっては、グランドデザインをしっかりと描くとともに、業務に携わる現場レベルでの考え方を明確な形として示すこと。

③ 職員のメンタルヘルスケアについて【有効性の視点】

職務上のストレスが原因で体調を崩す職員に対しては、きめ細やかに対応を行い、

職場復帰をサポートすること。